

環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書(2019年度)

1. はじめに

(1) 異議申立手続¹の概要

異議申立手続の目的は、①株式会社国際協力銀行(以下「国際協力銀行」という。)による環境社会配慮のためのガイドライン²(以下「環境社会配慮ガイドライン」という。)及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針³(以下「指針」という。)の遵守を確保するため、環境社会配慮ガイドライン及び指針の遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を経営会議に報告すること、並びに②環境社会配慮ガイドライン及び指針の不遵守を理由として生じた国際協力銀行の投融资案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者間の合意に基づき当事者間の対話を促進することにあります。

具体的には、現地の住民から、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針に基づく異議申立手続要綱(以下「異議申立手続要綱」という。)に基づき、「環境社会配慮ガイドラインが遵守されておらず、現地で被害が生じている」等の申立があった場合、環境ガイドライン担当審査役(以下「審査役」という。)が独立・中立的な立場から調査を行い、その結果を経営会議に報告します。さらに、当事者間の対話を促す等の活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

国際協力銀行の異議申立手続制度は、経済協力開発機構(OECD)の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」に先行して、2003年10月より導入したものです。

国際協力銀行は、2003年10月に施行した異議申立手続要綱(旧異議申立手続要綱)及びそれを改定した株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行の同要綱を継承し、2012年7月に異議申立手続要綱を制定しました。その後、2015年1月の環境社会配慮ガイドライン改訂等を踏まえ、同要綱を同月に改訂しました。また、2017年6月の国際協力銀行

¹ 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針に基づく異議申立手続要綱」

<https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/disagree/images/procedure02.pdf>

² 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」

https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2015/02/34813/business_201502147_01.pdf

³ 「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」<https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/images/consultation01.pdf>

の体制変更に伴い、同要綱の必要部分につき同月に一部改訂、さらには 2017 年 12 月の指針策定に伴い再度の一部改訂を同月に行い、現在の要綱に至っています。

(2) 年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続要綱において定められたとおり、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

2. 2019 年度活動報告

(1) 異議申立および調査結果等報告書の作成・公表

2019 年度(2019 年 4 月～2020 年 3 月)の異議申立の受領はありませんでした。

なお、2019 年度中において審査のプロセスが完了していない案件としては、前々年度に異議申立を受理したインドネシア共和国・西ジャワ州チレボン石炭火力発電所 Unit 2 案件が存在しておりますが、同申立については、本年度中はインドネシア国内での関連裁判手続が継続していたため、手続を暫定的に停止しておりました。

(2) 広報活動

国際協力銀行のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続について説明し、審査役のプロフィール等を掲載しています。また、異議申立手続要綱(和文、英文)についてはホームページに掲載し、制度の周知に努めています。

(3) 国際金融機関の異議申立制度等との協議

世界銀行等の国際金融機関においては、異議申立手続及びそれに従った審査組織が 20 年以上前から段階的に導入されており、その名称は機関によって様々ですが、最近では一般に独立アカウントビリティ・メカニズム(IAM)と呼ばれるようになってきています。

近年では、国際金融機関や二国間機関等の IAM 同士はいわゆる IAM ネットワークを形成し、2004 年から情報共有及び意見交換を行うための場として、IAM 年次会合を開催しています。その第 16 回会合が 2019 年 6 月 24 日～28 日にコートジボワール・アビジャンにて、アフリカ開発銀行(AfDB)主催で開催され、国際協力銀行からも審査役事務局が参加しました⁴。なお、新しい国際機関・二国間機関が IAM ネットワークへの参加申請を行い、同ネットワークへの参加機関は引き続き拡大しつつあります。

⁴ 第 16 回会合参加機関(JBIC を除く): 世界銀行インスペクション・パネル、IFC コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン、EBRD プロジェクト・コンプレイント・メカニズム、ADB アカウタビリティ・メカニズム、IDB インデペンデント・コンサルテーション・アンド・インヴェスティゲーション・メカニズム、AfDB イン

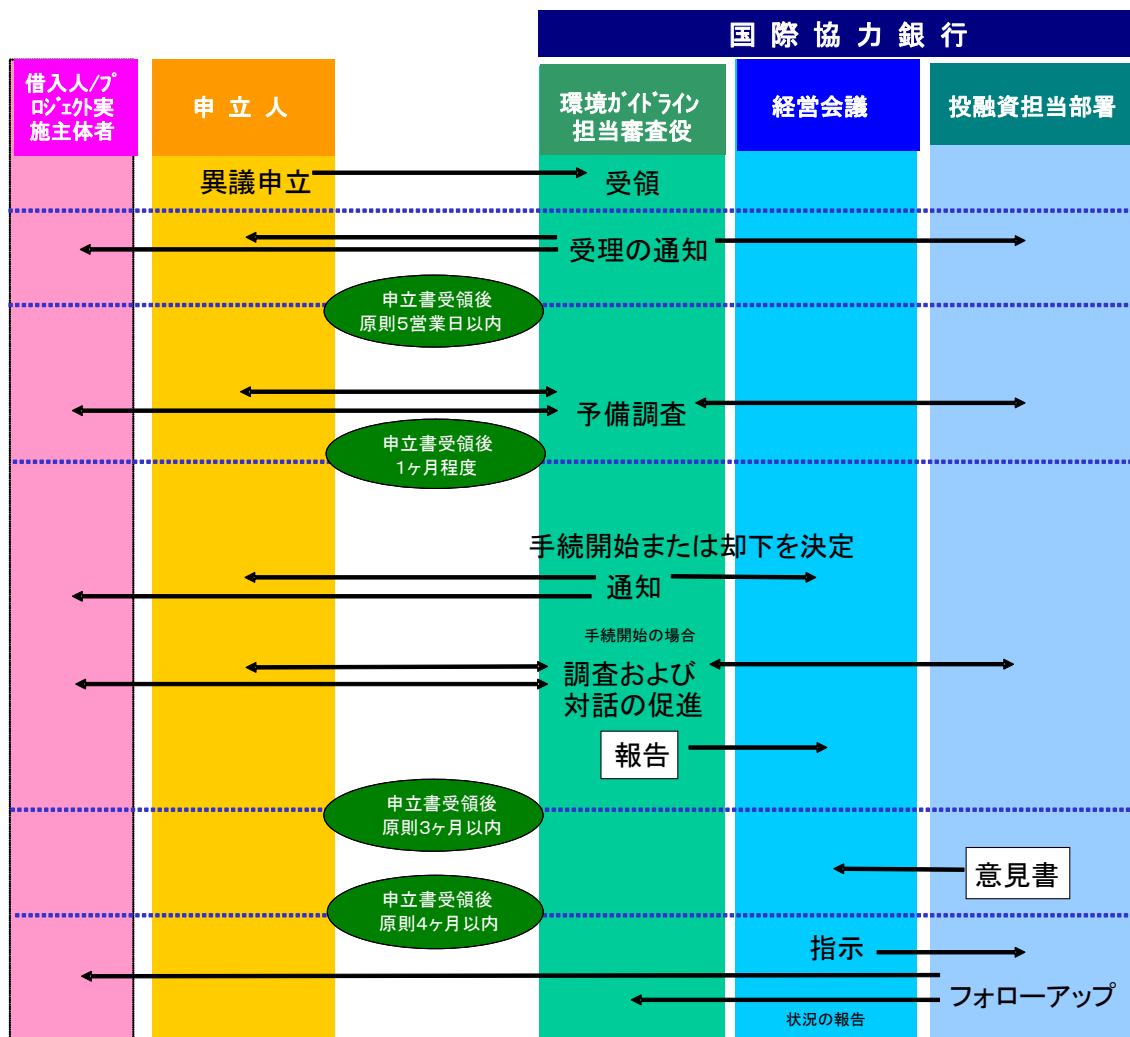
会議においては、各 IAM からの活動報告及びテーマ毎のセッションが行われました。各 IAM の活動報告では、それぞれの異議申立件数・その他取扱案件の特徴・アウトリーチ活動等について報告が行われました。さらに、テーマ毎のセッションでは、FCV 国 (fragile, conflicted and violent countries; 脆弱・紛争及び暴力発生国) への対応、各 IAM のガバナンス、紛争解決におけるグッド・プラクティス、あるいは各機関の環境社会政策のレビュー過程等が議論されました。

審査役は、こうした活動を通じて、異議申立手続の公正・適正な運用、実務上の留意点等に関する情報共有及び意見交換を積極的に進めています。

デペンデント・レビュー・メカニズム、UNDP ソーシャル・アンド・エンバイロメンタル・コンプライアンス・ユニット、GCF インデペンデント・リドレス・メカニズム、AIIB プロジェクト・アフェクテッド・ピープルズ・メカニズム、EIB コンプレインツ・メカニズム、OPIC オフィス・オブ・アカウンタビリティ、DEG/FMO/Proparco インデペンデント・コンプレインツ・メカニズム、AFD エンバイロメンタル・アンド・ソーシャル・コンプレインツ・メカニズム、NEXI 環境ガイドライン審査役

参考:異議申立の手続

(1)手続の流れ



(2)異議申立書の提出方法

(提出様式) 書面による提出

(郵便宛先) 〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役

(ファックス番号) 03-5218-3946

(メールアドレス) sinsayaku@jbic.go.jp

(ホームページ) <https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/disagree/procedure.html>

(例)

申立書

平成 年 月 日

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役 行

(A) 申立人氏名：

(B) 申立人の連絡先：

【代理人がいる場合は以下を記入】

(代理人氏名)

(代理人連絡先)

プロジェクト実施主体への匿名を希望

しますか (いずれかに○をする)

は い ・ い い え

(C) 異議を申し立てる対象の案件：

- ・ 国名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

(D) 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある重大な被害：

(E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実：

(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係：

(G) 申立人が期待する解決策：

(H) プロジェクト実施主体との協議の事実：

(I) 当行投融資担当部署との協議の事実：

(J) (代理人を介して申立を行う場合) 代理人を介して申立を行う必要性の記載および申立人が代理人に対し授権していることの証憑：

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束します。

以 上